

令和3年度

第61回九州地区病弱虚弱教育研究連盟研究協議会（佐賀大会）

学習指導要領を踏まえ、 病弱教育を充実するために



初等中等教育局特別支援教育課

ふかくさたまよ

特別支援教育調査官 深草 瑞世



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

内容

- 1 特別支援教育の現状
- 2 学習指導要領の改訂
- 3 病弱教育の課題と施策等
- 4 さいごに

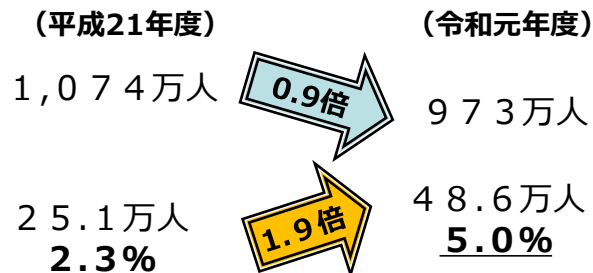
内容

- 1 特別支援教育の現状
- 2 学習指導要領の改訂
- 3 病弱教育の課題と施策等
- 4 さいごに

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H21→R1)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.5倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数



特別支援教育を受ける児童生徒数

特別支援学校

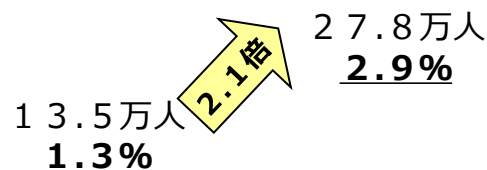
視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



小学校・中学校

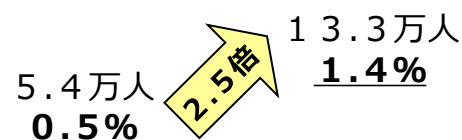
特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害



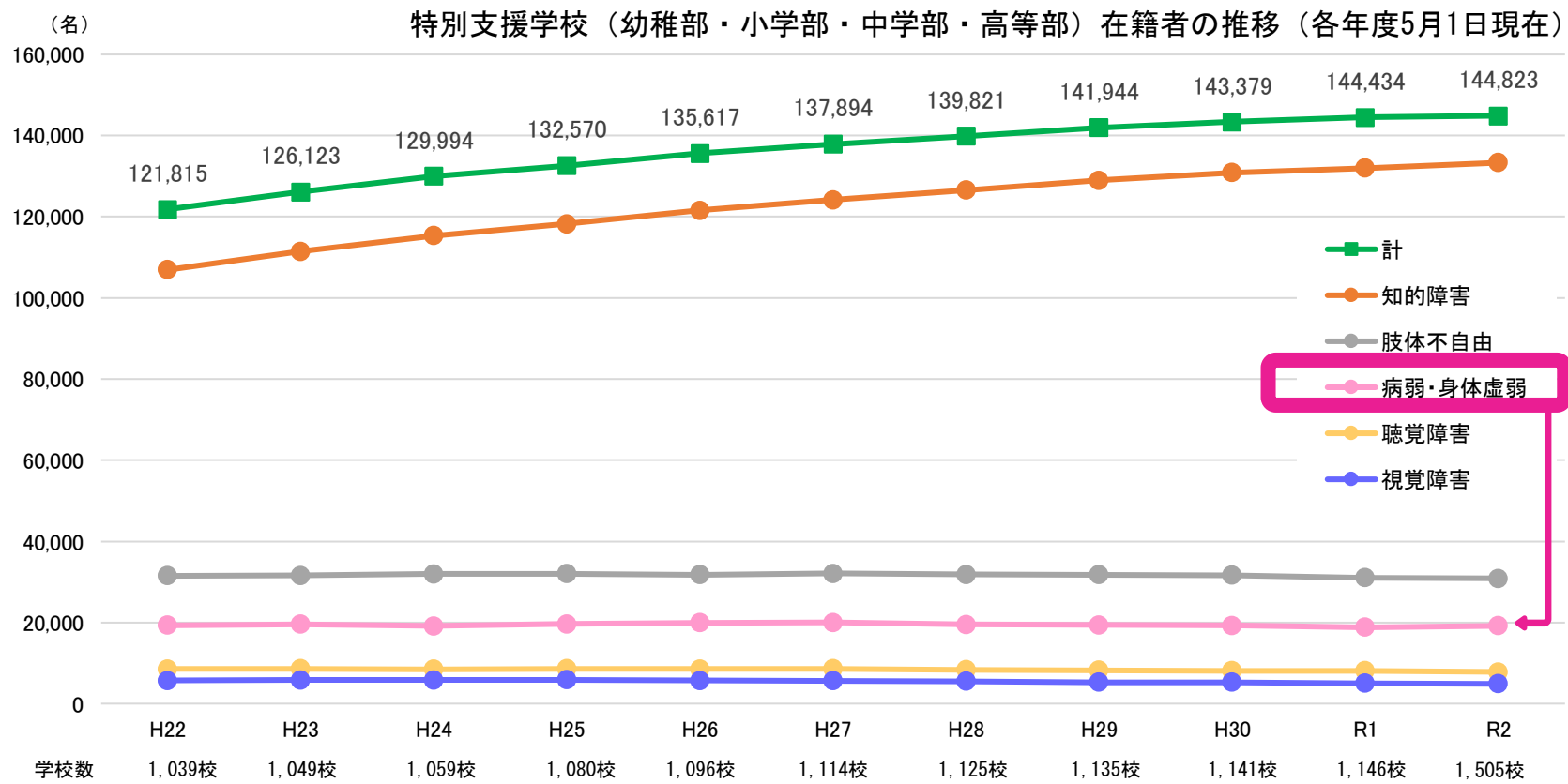
通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱



※平成21年度は公立のみ

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数

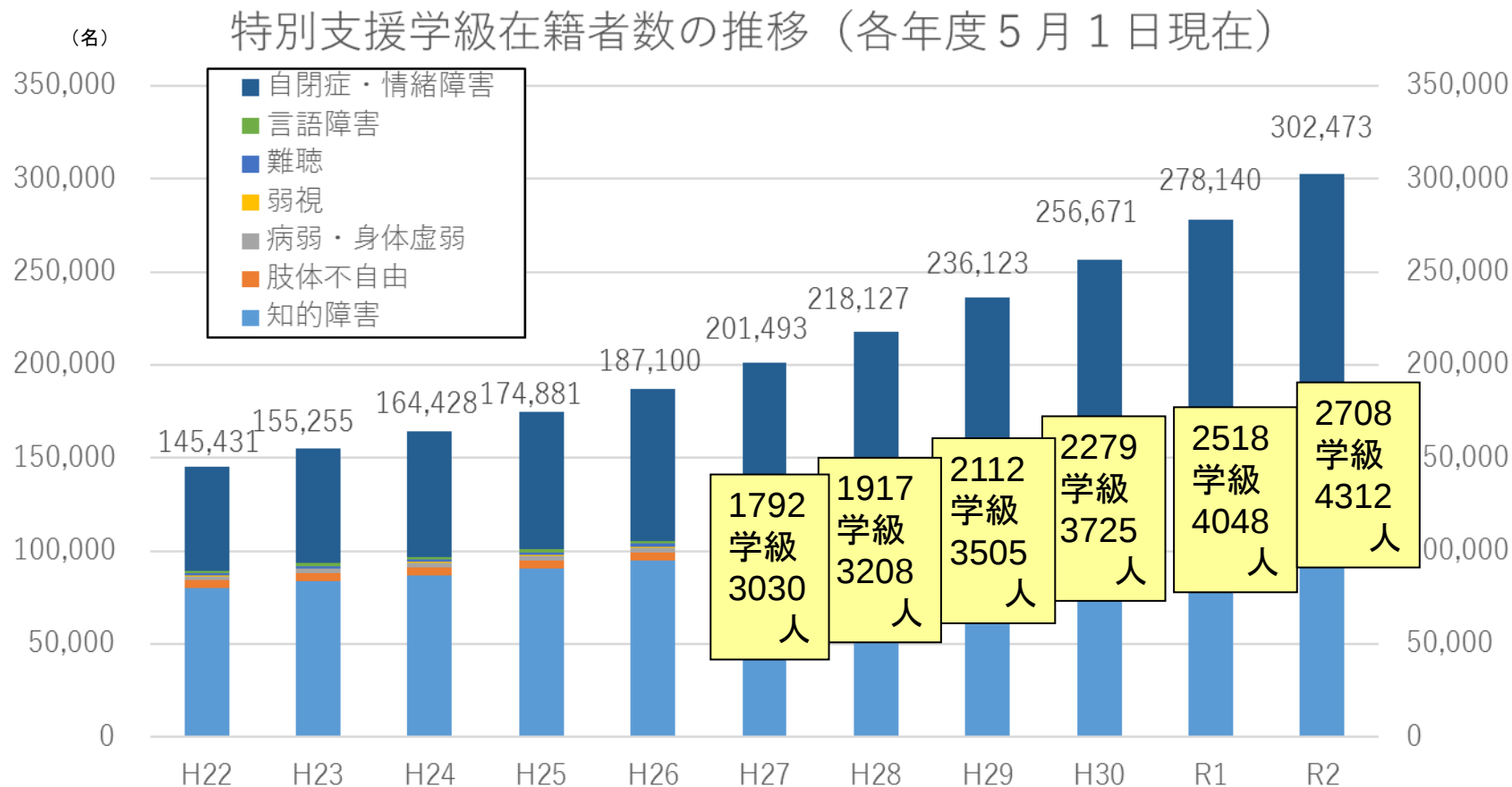


【令和2年度の状況】

	併置校と単独校を合わせた数	158校	病弱・身体虚弱	計
学校数		19,240人	158	1,505
在籍者数	病弱・身体虚弱単独校のみの数	58校	19,240	196,281
		2081人		

(出典)学校基本統計
※学校数は、平成19年度以降のデータです。併置校と単独校を合わせた数です。併置校は、併置校の児童生徒数に併置校の児童生徒数を加算して算出しています。併置校の児童生徒数は、併置校の児童生徒数に併置校の児童生徒数を加算して算出しています。

特別支援学級の児童生徒数・学級数



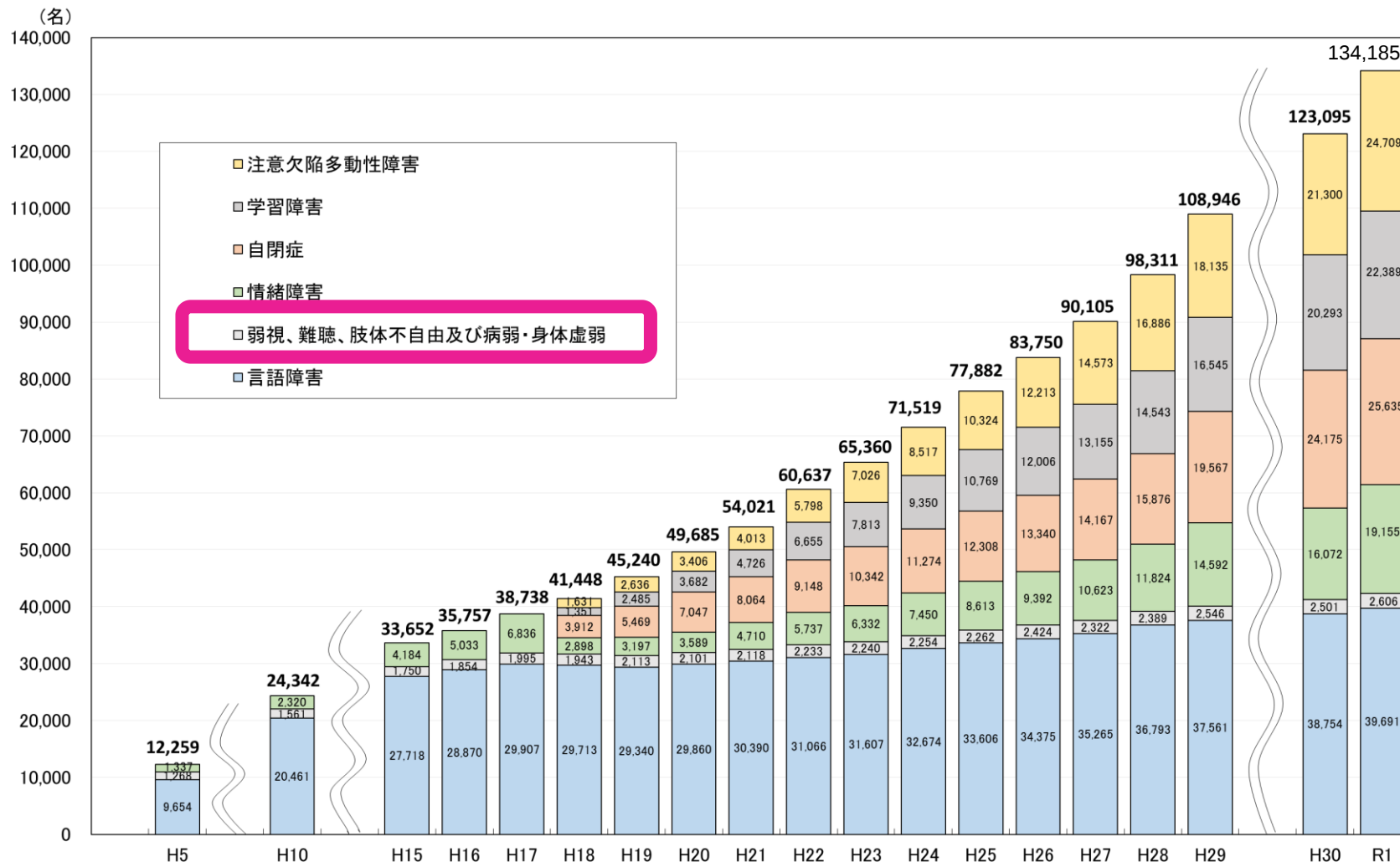
【令和2年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	30,212	3,192	2,708	561	1,332	715	31,227	69,947
在籍者数	138,232	4,685	4,312	643	1,965	1,495	151,141	302,473

（出典）学校基本統計

特別支援教育の現状

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度 5 月 1 日現在）



※平成 30 年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成 30 年度開始であることから、高等学校については平成 30 年度から計上。

通級による指導を受けている児童生徒数

(令和元年5月1日現在)

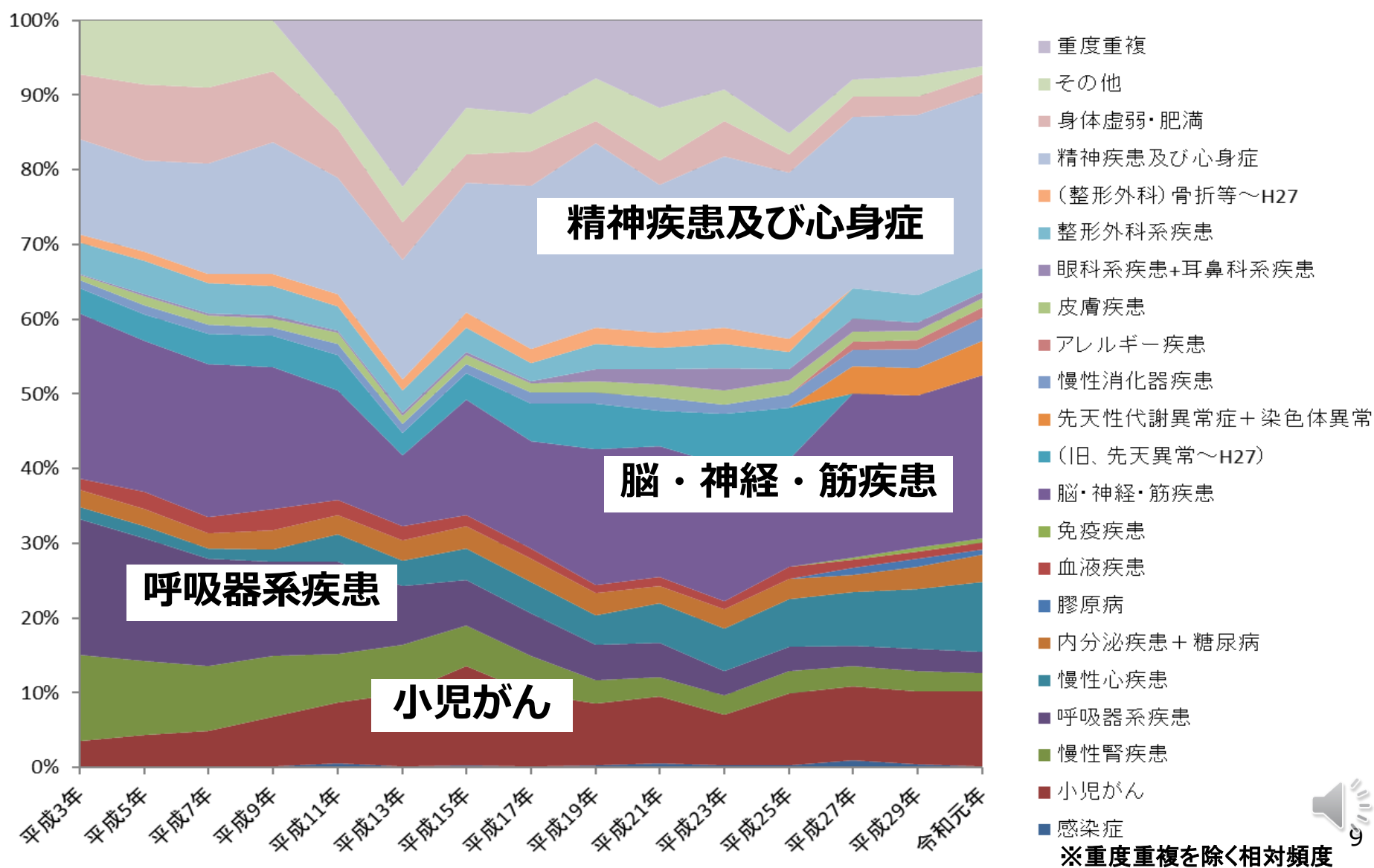
		計	言語障害	自閉症	情緒障害	弱視	難聴	学習障害	注意欠陥 多動性障害	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱
小学校	国立	82	36	10	8	－	2	22	4	－	－
	公立	116,518	39,062	21,216	15,950	191	1,770	17,607	20,616	82	24
	私立	33	8	11	2	－	3	3	6	－	－
	計	116,633	39,106	21,237	15,960	191	1,775	17,632	20,626	82	24
中学校	国立	10	－	3	2	1	2	－	2	－	－
	公立	16,711	555	4,035	3,082	24	414	4,623	3,929	35	14
	私立	44	1	13	7	2	7	8	2	3	1
	計	16,765	556	4,051	3,091	27	423	4,631	3,933	38	15
高等学校	国立	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	公立	732	29	337	103	－	2	115	143	1	2
	私立	55	－	10	1	4	7	11	7	3	12
	計	787	29	347	104	4	9	126	150	4	14
計	国立	92	36	13	10	1	4	22	6	－	－
	公立	133,961	39,646	25,588	19,135	215	2,186	22,345	24,688	118	40
	私立	132	9	34	10	6	17	22	15	6	13
	計	134,185	39,691	25,635	19,155	222	2,207	22,389	24,709	124	53

※障害種を分けずに通級による指導を実施している場合は、学校が主障害と判断した障害種に計上。
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から調査開始。

令和元年 53人
平成30年 31人

疾患群別の病弱児の割合の推移

全国病弱虚弱教育研究連盟「全国病類調査」を基に作成



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

(令和元年9月6日設置)



趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場
等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二朗	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター
【オブザーバー】		(◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)	
梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事	(令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)	
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長		
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長		



I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
 - ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
- ・ **障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充**
 - ・ **障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点で踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について（令和2年3月）」を踏まえた取組の推進

就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告案(抜粋)】

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

(きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援)

- 障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の支援については、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育を提供するため、極めて重要である。各市町村教育委員会における子供たち一人一人に応じたきめ細かい支援をより一層充実させるため、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の参考となるよう国が作成している教育支援資料の内容を充実する必要がある。
- その際、例えば、
 - ・特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学びの場の判断について、教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討すること。その際、引き続き、本人や保護者の意向を可能な限り尊重すること
 - ・必要に応じ、都道府県教育委員会や特別支援学校が市区町村教育委員会等の求めに応じた専門的助言等を行うこと
 - ・特別支援学級及び通級による指導の対象となる児童生徒の障害の程度等をより具体的な形で分かりやすく示すとともに、障害の程度等を参考に特別の教育課程を検討する際の視点を解説すること
 - ・教育委員会が示す就学先と保護者の意向が合致しない場合の調整の場の在り方について検討すること。その際、調整の場については、様々な形態が考えられるが、法律の専門家等の参加も考えられること
 - ・特別支援学級において指導を受ける時間が一定の時間に満たない者について通級による指導の対象とすることを検討することもありうる等を示すことが考えられる。
- これらに加え、今後更に、継続的な研修の実施や周辺自治体との情報共有等により就学相談担当者等の専門性向上を図ることも重要である。その際、特別支援教育に関する基礎的な内容はもとより、教育と福祉、医療、労働等の関係部局や期間と連携しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法などの関連する法制度等、関連する幅広い内容を分かりやすい形で示していくことが重要である。

【教育支援資料】

各市町村教育委員会において就学手続に携わる者が、手続きの趣旨や内容について十分に理解し、円滑に障害のある児童生徒等への教育支援を行うための参考資料。文部科学省において、平成25年10月に発行。

ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、**就学先決定等のモデルプロセス**を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス（①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し）に分けて解説

第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動（①）

- ・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス（②）

- ・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。
 - 特別支援学級と通級による指導等との関係について
 - 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・障害のある外国人について

第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス（③）

- ・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。

第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ～相談担当者の心構えと求められる専門性～

第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能

3. 当該障害の理解

- ・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を具体的に提示。
- ・障害種別※に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。

※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の参考様式を提示。

詳細はこちら（文部科学省HP）



小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

背景

- **学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等**（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、**医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。**
- 「**学校における医療的ケアの今後の対応について**（平成31年3月20日30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」
→ 喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、**小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について各教育委員会等に示し、実施体制の整備を促す**
- 令和3年6月に「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」が成立
（国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。）

この度、学校における医療的ケアの体制を充実する上で参考となる資料を作成

「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」

第1編 医療的ケアの概要と実施者

医療的ケア及び学校における医療的ケアの実施者について解説

- 第1章 医行為と医療的ケアとは
- 第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 学校における受け入れ体制の構築

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理

- 第1章 実施体制の整備
- 第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築
- 第3章 小学校等における組織的な実施体制の構築

第3編 医療的ケア児の状態等に応じた対応

医療的ケア児の就学先の検討や医療的ケア児のニーズの把握の際に参考となるよう

医療的ケアの状況等に応じた対応について、各医療的ケアごとに記載

- 第1章 喀痰吸引
- 第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- 第3章 気管切開部の管理
- 第4章 経管栄養
- 第5章 導尿
- 第6章 人工肛門（ストーマ）の管理
- 第7章 血糖値測定・インスリン注射

※ 医療的ケア児のうち、障害のある児童生徒等の就学に関する相談・支援に際しては、障害のある児童生徒等の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や、就学先の学校や学びの場を判断する際に重視すべき事項等について充実して示された「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を参照すること。

詳細はこちら（文部科学省HP）



特別支援教育におけるICTの利活用の推進

【新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告案(抜粋)】

2. ICT活用による指導の充実と教師の情報活用能力

(ICT活用による指導の充実)

- 各教科等の指導と同様、自立活動の指導においても、子供一人一人の障害の状態等に応じて、具体的に指導内容を設定するものであることから、その指導が必要な子供に対し、学校の授業として基本的には対面での直接的なやりとりを通して学習が展開されているためことがほとんどであり、オンラインでの指導の実践事例は十分蓄積されていない。このため、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業では、各教科等の家庭学習やオンラインでの授業は工夫されていたが、自立活動の指導の多くは実施されていない状況があった。そこで、今後、**オンラインを活用した自立活動の指導の可能性も鑑み、対面での指導や児童生徒同士の学び合いとのベストミックスに留意しながら、オンラインを活用した自立活動の指導の実施方法やその留意点について、実践的に研究を進めることが必要である。**

(デジタル教科書・教材の活用)

- デジタル教科書やデジタル教材は、特別支援教育において、視覚情報や音声情報を複合的にわかりやすく提示したり、必要な情報を簡単に取り出したりすることができるなど、指導におけるツールとして非常に効果的である。更に、これらのツールを積極的に活用することで、教材の作成に係る教師の負担軽減にも資するものである。今後、ICT環境の整備や教材の研究が進むことにより、更なるさらなる普及が期待される。特に、**特別支援教育における文部科学省著作教科書のデジタル教科書化を進める必要がある。**

3. ICT環境の整備と校務のICT化

(校務のICT化)

- 特別支援教育におけるICT利活用化において、特に課題となるのは、校務のICT化である。まず、特別支援教育の支援や指導の基本となる個別の教育支援計画や個別の指導計画がICTを介して学校内外で確に共有することが困難な事例が少なくない。その背景としては、その内容について関係者間の連携が不十分な上に、これは、校務系の情報システムの基盤である統合型校務支援システムにおいて、特別支援教育に配慮したシステムが形成されていないことも一つの理由であると考えられ、こうしたシステムの未整備が、切れ目ない支援に向けた関係機関間の必要な情報の共有を難しくしている側面もあるとされる。今後、**特別支援教育においても、より統合型校務支援システムを活用した情報の作成・管理が行われるよう、例えば、都道府県やシステムの開発業者に対して、特別支援教育に配慮したシステム開発を促していく必要があり、個別の教育支援計画の項目の標準化が必要との指摘も踏まえ、今後、文部科学省において、速やかにその参考となる資料を示すなど、支援を進めていく必要がある。**

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 令和3年度予算案 71百万円（新規）

①ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

②ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施

③文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出

④高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

内容

- 1 特別支援教育の現状
- 2 学習指導要領の改訂
- 3 病弱教育の課題と施策等
- 4 さいごに

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通した的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

小学校学習指導要領等における特別支援教育の充実

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成，活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成，活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要な資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など、新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の力を削減せず、質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事實的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、**社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、**学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**



指導と評価の一体化の必要性の明確化

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条

小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

※中学校、高等学校、特別支援学校についても同様に規定。

指導要録の作成や
成績の評価について規定

○平成29年改訂特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則

第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 第1章第2節の3の(1)から(3)までに示すこと(引用注:資質・能力の3つの柱の育成)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。(略)

2 学習評価の充実

(1) 児童又は生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

指導と評価の一体化の
必要性を明確化

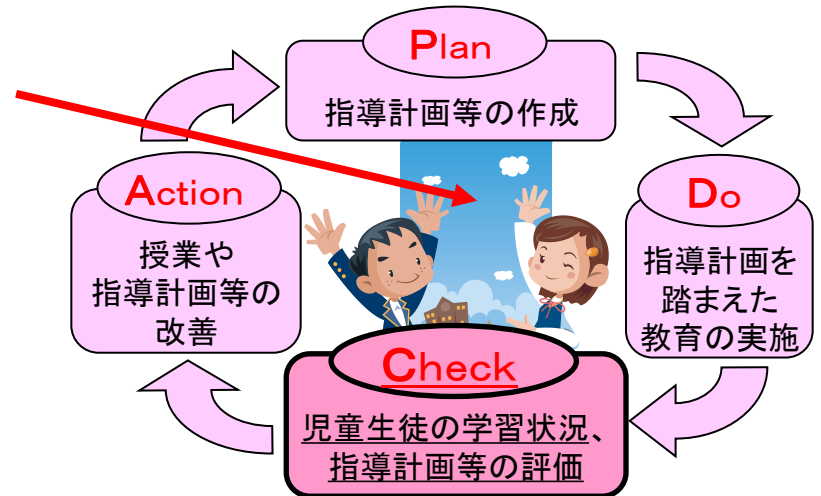
※平成30年改訂高等部学習指導要領第1章総則にも同旨



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

- 指導と評価の一体化を図るためには、**児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価**という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切。



- 特に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に当たっては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で適切に評価できるようにしていくことが重要。

（授業改善の例）

- ・児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫
- ・自らの考えを記述したり話し合ったりする場面や他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりする 等

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月公示)

特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月公示)

病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童(生徒)の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

	特別支援学校小・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(1) 指導内容の精選等	個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。
(2) 自立活動の時間における指導との関連	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
(3) 体験的な活動における指導方法の工夫	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月公示)
 特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月公示)
 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

	新特別支援学校小・中学部 学習指導要領	新特別支援学校高等部 学習指導要領
(4) 補助用具や補助的 手段, コンピュータ 等の活用	児童の身体活動の制限や認知の特性, 学習環境等に応じて, 教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し, 指導の効果を高めるようにすること。	生徒の身体活動の制限や認知の特性, 学習環境等に応じて, 教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに, コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し, 指導の効果を高めるようにすること。
(5) 負担過重とならない学習活動	児童の病気の状態等を考慮し, 学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。	生徒の病気の状態等を考慮し, 学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
(6) 病状の変化に応じた指導上の配慮	病気のため, 姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については, 姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。	病気のため, 姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については, 姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

- ・各教科の指導計画の作成に当たっては、個々の児童生徒の学習の状況を把握するとともに病気の状態や学習時間の制約、発達の段階や特性等も考慮する必要がある。
- ・各教科の内容に関する事項は、特に示す場合を除き取り扱う必要がある。
- ・学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から指導内容を精選するなど、効果的に指導する必要がある。
- ・各教科の目標や内容との関連性を検討し不必要な重複を避ける、各教科を合わせて指導する、教科横断的な指導を行うなど、他教科と関連させて指導することも大切である。



特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

(1) 個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

・前籍校との連携を密にするとともに、各教科の学年間での指導内容の繋がりや指導の連続性にも配慮して指導計画を作成する必要がある。

・その際、重要な指導内容が欠落しないよう配慮するとともに、入院期間や病状等を勘案して、指導の時期や方法、時間配分なども考慮して指導計画を作成することが重要である。



特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

(2) 健康状態の維持や管理, 改善に関する内容の指導に当たっては, 主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために, 自立活動における指導との密接な関連を保ち, 学習効果を一層高めるようにすること。

自立活動と教科との関連

小学部体育科「心の健康」, 「病気の予防」,

家庭科「栄養を考えた食事」等

中学部保健体育科「健康な生活と疾病の予防」,

「心身の機能の発達と心の健康」,

技術・家庭科「衣食住の生活」等



自立活動

「病気の状態の理解と生活管理に関すること」

「健康状態の維持・改善に関すること」

「情緒の安定に関すること」



特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

(3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

調理実習

- ・食物アレルギーの生徒の場合には、アレルギーを引き起こす材料を別の材料に替えたり、それに応じた調理方法に変更したりする。

観察・実験

- ・火気を使用する実験ではWebサイトでの実験の様子を見る。
- ・タブレット端末で実験シミュレーションアプリを操作することにより疑似体験をする。

社会見学・地域調査

- ・仮想的な世界を、あたかも現実世界のように体感できるVR(Virtual Reality)の技術を使った機器を活用して見学先を事前に仮想体験する。
- ・テレビ会議システム等を活用して地域の人から話を聞くなどの間接的な体験をする。



特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

(4) 児童の身体活動の制限や認知の特性，学習環境等に応じて，教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し，指導の効果を高めるようにすること。

- ・スイッチや視線入力装置，音声出力会話補助装置等の入出力支援機器
- ・電動車いす等の補助用具
- ・タブレット端末等の拡大機能や読み上げ機能の使用
- ・テレビ会議システムにより病室内でも授業を受けることができるようにする



特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

(5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。

例えば

- ①心身症や精神疾患の児童生徒は、日内変動が激しいため、常に病気の状態等を把握し、例えば過度なストレスを与えないなど、適切に対応する。
- ②筋ジストロフィーの児童生徒は、衝突や転倒による骨折の防止等に留意する。
- ③アレルギー疾患の児童生徒については、アレルゲン(抗原)となる物質を把握し、日々の対応や緊急時の対応を定め、校内で情報を共有する。
- ④糖尿病や心臓疾患の児童生徒については、活動の量と活動の時間、及び休憩時間を適切に定めること。運動や学校行事を計画する際は、学校生活管理指導表を活用して、できる活動を保護者と一緒に考える。



特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編 (小学部・中学部)

(6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

・病気の状態等に応じて弾力的に対応できるようにするためには、医療との連携により日々更新される情報を入手するとともに、適宜、健康観察を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。

・例えば、座り続けることが難しくても、授業を受けるために無理をして座り続ける児童生徒がいるので、適宜、声をかけて、自ら休憩を取らせたり、姿勢を交換させたりすることが必要である。そのことにより、体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自己管理ができるようにすることが重要である。



内容

- 1 特別支援教育の現状
- 2 学習指導要領の改訂
- 3 病弱教育の課題と施策等
- 4 さいごに

病弱教育の課題

- 医療の進歩による入院の短期化、頻回化による
特別支援学校・特別支援学級転出入への影響
- 関係機関との連携
- ICTの効果的な活用（GIGAスクール構想）
- 小中学校等に在籍する病気療養児への支援
- 新型コロナウイルス感染症への対応

病弱教育の課題

- 医療の進歩による入院の短期化、頻回化による
特別支援学校・特別支援学級転出入への影響
- 関係機関との連携
- ICTの効果的な活用（GIGAスクール構想）
- 小中学校等に在籍する病気療養児への支援
- 新型コロナウイルス感染症への対応

「病気療養児の教育について」

(平成6年12月21日文初特294号 通知)

病気療養児の教育の改善充実のための留意事項

- 一 入院中の病気療養児の実態の把握
- 二 適切な教育措置の確保
- 三 病気療養児の教育機関等の設置
- 四 教職員等の専門性の向上

病気療養児の
教育の意義

「病気療養児の教育について(審議のまとめ)」

病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

- ・ 学習の遅れの補完、学力の補償
- ・ 積極性・自主性・社会性の涵養
- ・ 心理的安定への寄与
- ・ 病気に対する自己管理能力
- ・ 治療上の効果等

退院後の適応、再発の頻度の低下、健康の回復やその後の
生活に大きく寄与するQOLの向上



病弱教育の基本となる通知 ②

「病気療養児に対する教育の充実について」

(平成25年3月4日24初特支第20号 通知)

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について（平成6年初中局長通知）」により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知。

1. 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1) 病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないようにする。
- (2) 入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る。
- (3) 後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
- (4) 病弱者を対象とする特別支援学校は、小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。

※ 平成6年通知の内容：転学手続が完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、實際上教育を受けられるような配慮が望まれること。 など

2. 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

- (1) 当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- (2) 当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- (3) 退院後にも教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。



【病弱教育関連】

Ⅱ．障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

３．特別支援学校における教育環境の整備

（病弱等の子供の入院の短期化への対応）

- 医療の発達に伴い、子供の入院期間が短期化するとともに短い入院を頻頻に行うことが生じている。慢性疾患、難病等を有する子供が入院前に在籍していた小学校等と入院時に在籍する特別支援学校等の間で切れ目ない学びとなるよう、前述の副次的な籍の活用や、教育課程の連続性、柔軟かつ多様な学習形態や指導方法の在り方について工夫改善し、そのための設置者や学校間の連携が従来以上に重要となっている。

病弱教育の課題

- ・医療の進歩による入院の短期化、頻回化による特別支援学校・特別支援学級転出入への影響
- ・関係機関との連携
- ・ICTの効果的な活用（GIGAスクール構想）
- ・小中学校等に在籍する病気療養児への支援
- ・新型コロナウイルス感染症への対応

特別支援教育におけるICT活用の視点

視点 1

教科指導の効果を高めたり、
情報活用能力の育成を図ったり
するために、ICTを活用する視点

- 教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の視点。
- 各教科等の授業において、他の児童生徒と同様に実施。

視点 2

障害による学習上又は生活上の
困難さを改善・克服するために、
ICTを活用する視点

- 自立活動の視点であり、特別な支援が必要な子供に特化した視点。



各教科及び自立活動の授業において、
個々の実態等に応じて実施。

✓ 新特別支援学校学習指導要領では

各教科の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、各障害種ごとにコンピュータ等のICTの活用に関する規定を示し、指導方法の工夫を行うことや、指導の効果を高めることを求めている。

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～



児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ 国公立の小・中・高・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
令和元年度 1,022億円
国立、公立：定額(上限4.5万円)
私立：1/2(上限4.5万円)

◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援

- 対象：国・公・私立の高等学校等
国立、公立：定額(上限4.5万円)
私立：原則1/2(上限4.5万円)
令和2年度 3次 161億円

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる
障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
令和2年度 1次 11億円
国立、公立：定額 私立：1/2
令和2年度 3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

○ 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

- 加えて電源キャビネット整備の支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
令和元年度 1,296億円
令和2年度 1次 71億円
公立、私立：1/2 国立：定額

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援
対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3
学校施設環境改善交付金の内訳



GIGAスクールサポーターの配置

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
公立、私立：1/2 国立：定額
令和2年度 1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援

- Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルーター)の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
国立、公立：定額(上限1万円) 私立：1/2(上限1万円)
令和2年度 1次 147億円
令和2年度 3次 21億円

○ 学校からの遠隔学習機能の強化

- 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
公立、私立：1/2(上限3.5万円) 国立：定額(上限3.5万円)
令和2年度 1次 6億円

○ オンライン学習システム(CBTシステム)の導入

- 学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開等
令和2年度 1次 1億円
令和2年度 3次 2億円

背景

障害のある児童生徒においては、情報機器端末を活用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い特別な入出力支援装置が必要な場合がある。障害のある児童生徒が1人1台端末を効果的に活用できるよう、**一人一人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援する。**

※令和元年度補正予算でも、GIGAスクール構想の実現における端末機器の補助額（上限4万5千円）の範囲において、基盤的な入出力支援装置は補助対象となっている。

例

➤ 視覚情報を点字化

パソコン上の文字を点字で出力する装置。授業において、あらかじめ点字化された教材だけでなく、パソコン上の情報も教材として活用することができる。

＜点字ディスプレイ＞



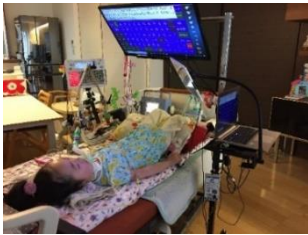
➤ 音声を文字化

＜音声文字変換システム＞

音声を文字化し、手元のパソコンに表示するシステム。授業中の教師の説明を文字として受けとることにより、理解が容易になる。

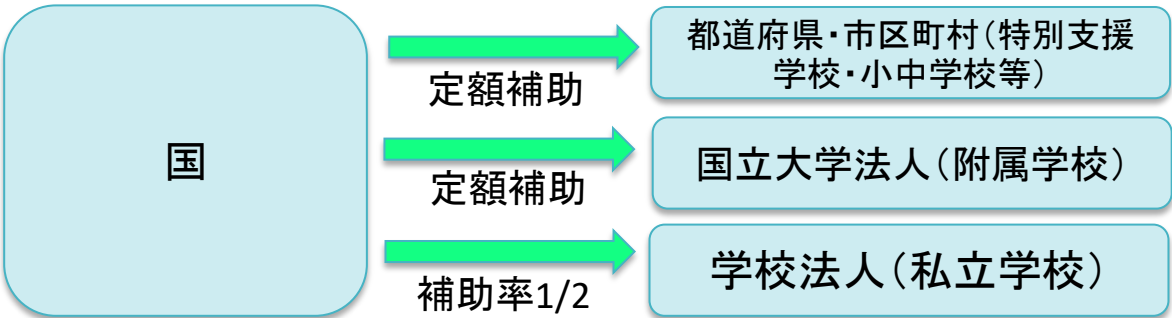
➤ 表現方法の広がり

＜視線入力装置＞



視線の動きにより、パソコン上の文字等の入力を可能にする装置。パソコンを通じて、絵等の様々な表現も可能となる。

＜支援スキーム＞ 障害のある児童生徒数（特別支援学校、小中学校等）に応じて算定される金額を上限に、自治体、国立大学法人、学校法人に対して補助。



学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（学習者用デジタル教科書）がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

- 学習者用デジタル教科書の要件：
紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書の費用負担>

現状では、

- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外
- 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断
購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
（例）図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索 等
- **デジタル教材等との一体的使用**
（例）動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示 等
- **特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実**
（例）音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更 等

今後の検討

一人一台端末環境整備に併せ、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について**、その効果・影響を検証しつつ、**学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行う。**

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件（平成30年文部科学省告示第237号）

- 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

- ① 各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと
- ② 紙の教科書を使用できるようにしておくこと 等

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。）

施行日：平成31年4月1日

<学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書**（小学校用教科書目録より）
令和元年度：64/319点（20%）→令和2年度：287/305点（94%）
- **中学校教科書**（中学校用教科書目録より）
令和2年度：40/159点（25%）→令和3年度：138/145点（95%）

<市町村立小学校の学習者用デジタル教科書導入状況>

（令和元年10月 教科書採択関係状況調査）※GIGAスクール構想が示された後は未調査

- 令和元年度に1校でも導入：107市町村（6.1%）
令和2年度に1校でも導入することを検討：257市町村（14.7%）

<学習者用デジタル教科書の価格の状況（令和2年度小学校教科書）>

（文科省調べ）

- 200円程度～2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

病気療養児等に対する遠隔教育に関する通知

小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った
場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

＜平成30年9月20日付け 文部科学省初等中等教育局長通知＞

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm

高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について
（通知）

＜令和元年11月26日付け 文部科学省初等中等教育局長通知＞

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1422971.htm

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

＜令和2年5月15日付け 文部科学省初等中等教育局長通知＞

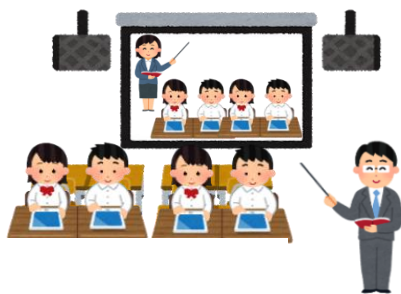
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00001.htm

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年6月）で示された遠隔授業の類型

合同授業型

- 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

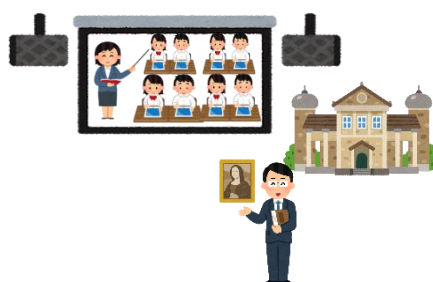
教師 + 児童生徒



教師支援型

- 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

ALTや専門家等

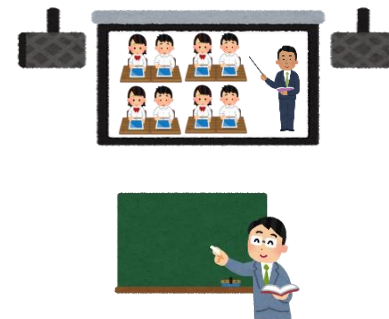


教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

- 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。

当該教科の免許状を保有する教師



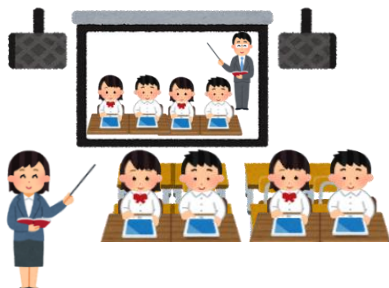
同時双方向



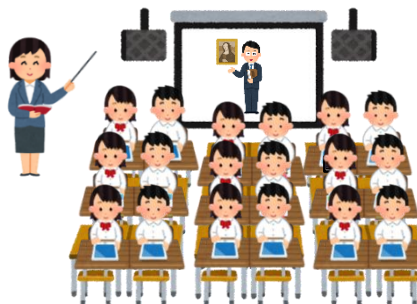
同時双方向



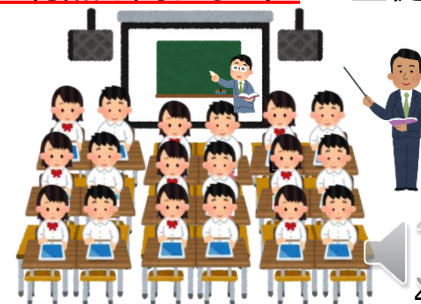
教師 + 児童生徒



教師 + 児童生徒



当該学校の教師（当該教科の免許状の有無は問わない） + 生徒



小・中学校段階における病気療養児に対する 同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

**病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、
学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた**

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化【全ての高等学校・特別支援学校高等部】

・多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ

②オンデマンド型教育の特例の創設【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】

・文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設

③訪問教育における遠隔教育の導入【特別支援学校高等部のみ】

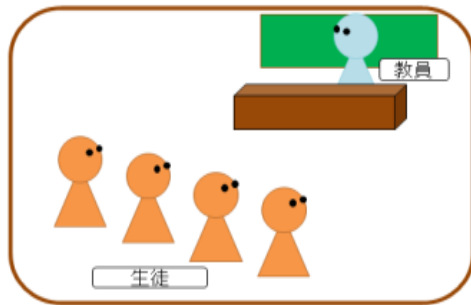
・療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

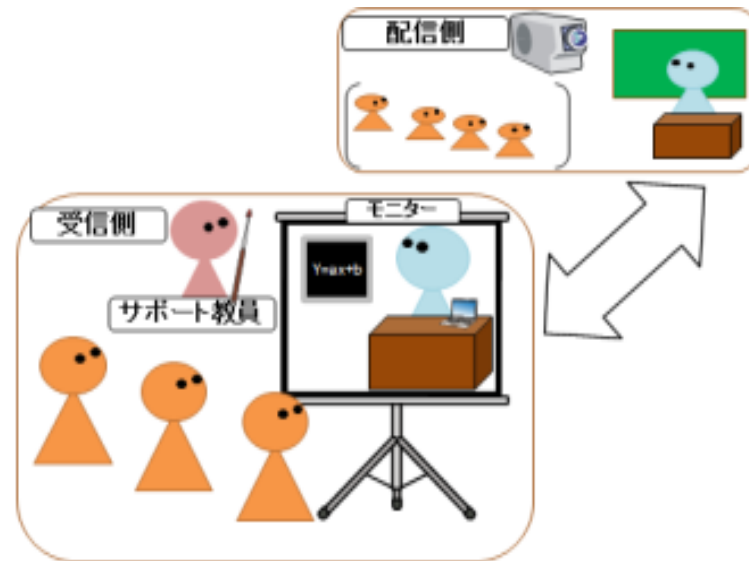
※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

① メディアを利用して行う授業（同時双方向型）の制度化 【全ての高等学校・特別支援学校高等部】



※全日制・定時制課程における
遠隔授業については、担当教
諭の指導の下で行う場合を除
き、原則認められていなかった



○ 74単位のうち、36単位を上限

※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う

※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1／2未満までを上限

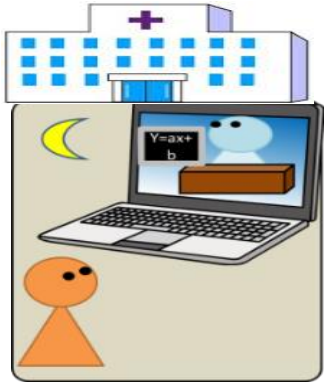
○ 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員

※受信側は、原則として当該高校の教員（担当教科外でも可）の立会いの下で実施

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

② オンデマンド型教育の特例の創設

【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】



- 通信の方法を用いた教育（オンデマンド型を含む）により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ

※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

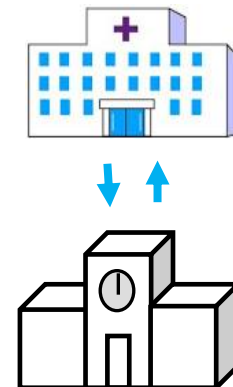
③ 訪問教育における遠隔教育の導入

【特別支援学校高等部のみ】

- **修了要件のうち、1／2未満までを上限**

※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う

- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、 遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件や単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置
（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。
- ◆配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。

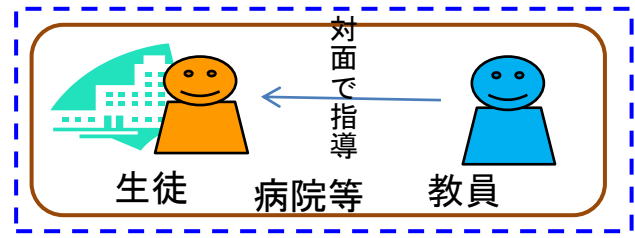


※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

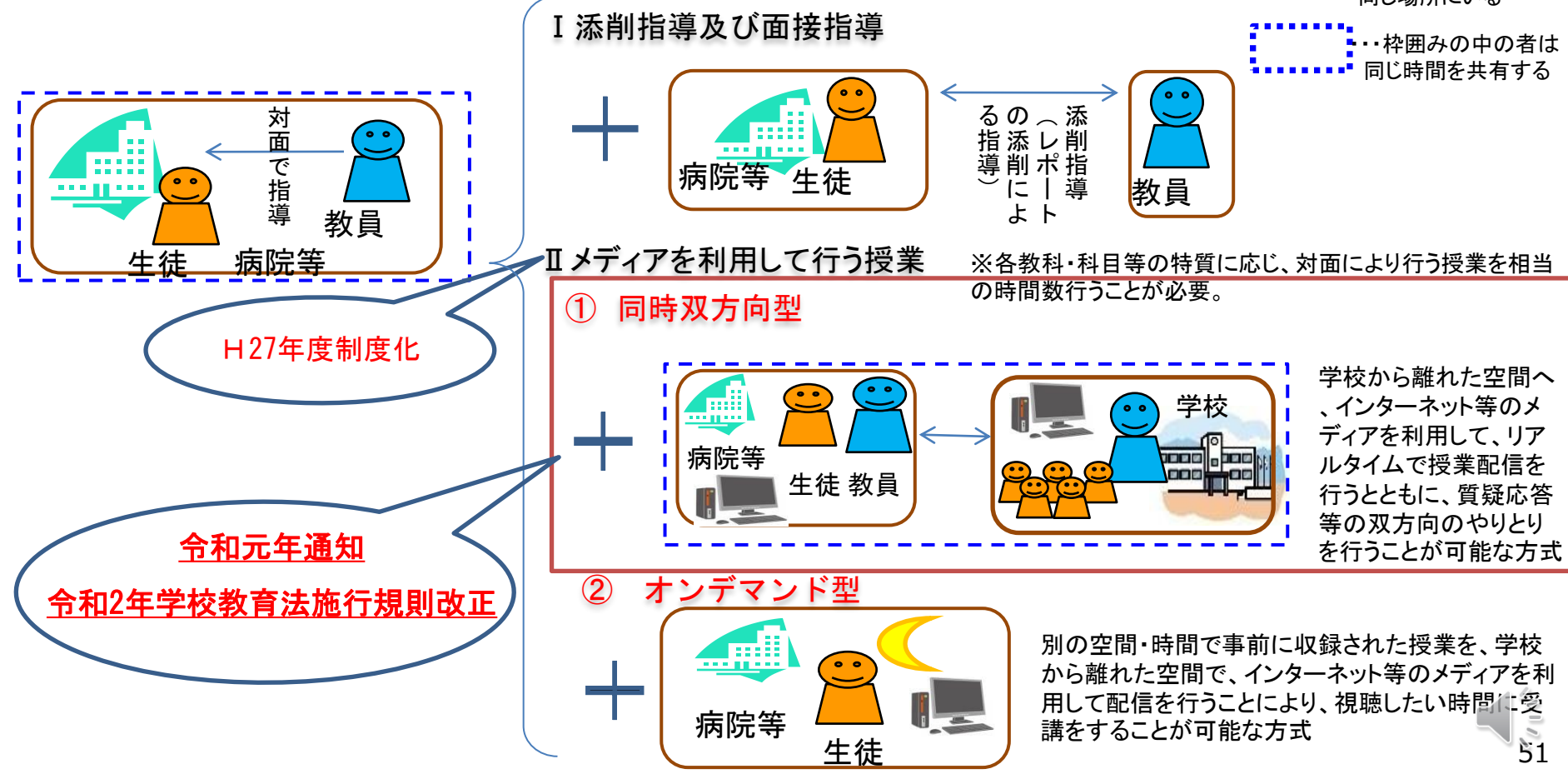
特別支援学校高等部の療養中及び訪問教育の生徒に対する遠隔教育について

○学び方のイメージ

■訪問教育の場合



■各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合



高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）

2 文科初第 1 8 1 8 号令和 3 年 2 月 2 6 日

改正後

対面により行う授業の時間数
50 分を 1 単位時間とした場合、各教科・科目等や単位数にかかわらず、**履修する各教科・科目等ごとに年間 2 単位時間以上（各教科・科目等の単位数を 1 単位と定めている場合には年間 1 単位時間以上）を確保**しつつ、学校の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各高等学校等において適切に時間数を定めること。この場合において、各教科・科目等の特質を十分に考慮して、指導計画全体を通して体験的な学習活動が充実したものとなるよう意を用いるものとする。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部
各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

改正前

対面により行う授業の時間数
50 分を 1 単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。
(1) 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1 単位時間以上
(2) 理科に属する科目 4 単位時間以上
(3) 保健体育に属する科目のうち「体育」5 単位時間以上
(4) 保健体育に属する科目のうち「保健」1 単位時間以上
(5) 芸術及び外国語に属する科目 4 単位時間以上
(6) 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要の応じて 2～8 単位時間以上

上記を参考にしつつ各高等学校等において適切に時間数を定めること。
総合的な学習の時間
学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの
特別支援学校の高等部における自立活動

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部
各学校において、上記とおおむね同等とすることを標準として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めること。

改正後	改正前
高等学校及び中等教育学校の後期課程 施行規則第96 条第2項の規定により、全課程の修了の要件として修得すべき単位数のうち、メディアを利用して行う授業の方法により修得する単位数は、36 単位を超えないものとされているところ、授業全体の実施方法として、主として対面により授業を実施するものであり、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると各高等学校等の判断において認められるものについては、上記の単位数の算定に含める必要はないこと。 特別支援学校の高等部 施行規則第133 条第2 項の規定により、全課程の修了の要件として定められた単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業の方法によるものは、それぞれ二分の一に満たないものとされているところ、その単位数又は授業時数の算定も同旨とすること。	

病弱教育の課題

- ・医療の進歩による入院の短期化、頻回化による
特別支援学校・特別支援学級転出入への影響
- ・関係機関との連携
- ・ICTの効果的な活用（GIGAスクール構想）
- ・小中学校等に在籍する病気療養児への支援
- ・新型コロナウイルス感染症への対応

義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート

別添 1

- 家庭や地域の経済的・社会的状況等に関わらず、全ての子どもたちに教育の機会均等を確保することは重要であり、保護者は子供を小学校、中学校に就学させる義務があります。そのため、保護者が子供を学校に登校させることが基本となります。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを低減することも重要であり、以下のフローチャートに基づき、それぞれの子供の状況に応じた適切な対応をお願いいたします。

学校が臨時休業になった場合

登校は必要ありません

学校が臨時休業となることから、出席にも欠席にもなりません※

児童生徒の感染が判明した場合（保健所により濃厚接触者に特定された場合も含む）

登校はできません

・校長は出席停止の措置をとることとなります
・出席停止の措置が取られた場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

学校が臨時休業になっていない場合

感染はしていないが、感染が不安で休ませたい場合

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒

主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が学校に登校するかを判断します

校長が学校に登校すべきでないと判断した場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

上記以外の児童生徒について（不登校児童生徒、病気療養児を除く）

校長が合理的な理由があると判断する場合

登校は必要ありません

登校が不要となった場合、「出席停止・忌引き等の日数」として記録され、出席にも欠席にもなりません※

<合理的な理由>

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段が無い場合などが合理的な理由となります。

校長が合理的な理由がないと判断する場合

登校は必要です

登校しない場合は欠席となります

単なる感染不安ではなく、不登校で相当の期間学校を欠席している場合や、病気療養の事情で登校できていない場合

一定の要件の下、「出席扱い」となります

・「出席扱い」は校長の判断となります
・不登校や病気療養の状況における「出席扱い」として記録されます

※の場合においては「出席停止・忌引き等の日数」とされ、出席にも欠席にもなりません、児童生徒が、一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録されます。

幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（幼稚部、高等部）及び専修学校高等課程においても、感染症等が発生した場合における児童生徒等の出席については基本的には同様の対応となりますが、詳細は「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（文部科学省HP）に掲載しているQ&A等をご参照ください。

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

＜主な刊行物＞

季刊特別支援教育（年４回 ３，６，９，１２月）

学習指導要領解説

教科書（視覚障害、聴覚障害、知的障害）及び指導書・解説

改訂第３版 通級による指導の手引 ●解説とＱ＆Ａ●

よりよい理解のために－交流及び共同学習事例集－

特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料

聴覚障害教育の手引き

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関するホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育推進センター http://icedd_new.nise.go.jp/

メールマガジン <http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御活用ください！

内容

- 1 特別支援教育の現状
- 2 学習指導要領の改訂
- 3 病弱教育の課題と施策等
- 4 **さいごに**

さいごに

学習指導要領の規定を再度確認し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図る。

病気の子供たちの教育機会の保障を行うとともに、子供たちの心に寄り添った指導と支援を行う。

ご清聴ありがとうございました。

